

介護用品支給事業について

1 対象者

次の(1)～(4)のいずれにも該当する65歳以上の高齢者を同居又は同一敷地内に居住して常時介護している、住民税非課税世帯の方

(1) 市内に住所を有し、在宅で生活している方

※ 入院中の方、有料老人ホーム、ケアハウス、グループホーム等に入居・入所されている方は対象となりません。

(2) 要介護3・4・5の方

(3) 生活保護を受給していない方

(4) 住民税非課税世帯に属している方

2 支給対象介護用品

紙おむつ、尿取りパッド、手袋又はお尻拭きシートの4品目

3 利用者負担等

次の表に示すとおり、4月から2か月毎を1期とする単位で、1期当たり1万円の介護用品の支給を上限とし、そのうち9割を助成、1割が自己負担となります。

1期	2期	3期	4期	5期	6期
4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	12・1月	2・3月

4 申請方法

申請書を福祉部長寿支援課支援係又は各総合支所市民生活課へ提出

5 問い合わせ先

〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市福祉部長寿支援課支援係（本庁舎西棟2階A2窓口）

TEL 083-231-1340